

グレナダの入国規制措置（11月16日更新）

グレナダ政府は、政府 HP 上で同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、新型コロナウイルスワクチン完全接種者に対する入国時の検疫措置の撤廃、迅速抗原検査の導入等が変更となっております。

1 入国する全ての渡航者

(1) 7月31日より、空路及び海路により入国する渡航者は、世界保健機関（WHO）承認済みの新型コロナウイルスワクチンの完全接種が必要となる。自国民、居住者、12歳未満の者、外交官、乗り継ぎを行う航空会社乗務員は、ワクチン完全接種の条件を免除される。

※自国民：グレナダのパスポート所持者、市民権を証明できる者、グレナダで出生した者

※居住者：永住権、労働許可、グレナダ政府からの雇用証明書を所持している者。

(2) 5歳以上の全ての渡航者は、最終出発地からの入国に際し、到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性書を所持する必要がある。

(3) 全ての渡航者は、到着時に健康申告書とPCR検査陰性書を提示する必要があり、また、渡航前までに、新型コロナ検査費用をオンライン上で支払う必要がある（健康申告書入力前が望ましい）。

2 新型コロナウイルスワクチン完全接種渡航者

(1) アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、シノファームまたはシノバックなどの2回接種を要するワクチンの2回目接種から2週間経過後、または、ジョンソン・エンド・ジョンソンなどの1回接種ワクチン接種から2週間経過した者をワクチン完全接種者と見なす。

(2) 同一世帯に住んでいる渡航者団体で、ワクチン完全接種者ではない12歳以上の渡航者が含まれる場合には、ワクチン未接種と見なす。また、ワクチン接種者とワクチン未接種がいる成人渡航者団体で、グループを分けられない場合には、全ての者をワクチン未接種と見なす。

(3) 全てのワクチン完全接種渡航者は、到着時に、症状の確認、体温検査等の健康スクリーニングが課され、渡航許可証明書、PCR検査陰性書、ワクチン接種証明（英語記載）を提示する必要がある。到着時に検疫措置は課されない。

(4) 迅速抗原検査費用として、渡航前に52東カリブドルまたは20米ドルをオンライン上で支払う必要がある。到着時には、迅速抗原検査が課され、陰性であれば国内を自由に活動出来る。陽性の場合はPCR検査を行い、最大14日間の隔離措置となる場合がある。

(5) 入国後、個人またはその他の種類の交通機関を使用することが出来る。

3 新型コロナウイルスワクチン未接種渡航者（自国民あるいは居住者）

（１）渡航者はグレナダへの渡航に際し、搭乗あるいは乗船前の確認として、渡航許可証明（紙媒体のコピー、または電子媒体）を所持する必要がある。

（２）渡航時には、未成年者を含め、同許可証明書を各々が所持している必要があり、到着時には、健康スクリーニングが課される。

（３）渡航者は、検疫措置のため保健省認可宿泊施設等で予約を行い、予約確認書を所持する必要がある。渡航者は、同認可宿泊施設で7日間（到着日は含まない）の検疫措置となり、5日目にはPCR再検査が課され、同検疫宿泊施設の退去許可を得るためには、PCR検査陰性書の受領及び保健当局担当官からの許可が必要となる。

（４）同検査が陽性の場合には、指定された施設で14日間の隔離措置となる。

（５）渡航者は、PCR検査費用として、渡航前に135東カリブドルまたは50米ドルを、オンライン上で支払う必要がある。

（６）到着時には、渡航許可証明及びPCR検査陰性書を所持する必要がある、検疫のための宿泊施設への移動は、認可空港タクシーを使用する必要がある。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。